**2018年11月　日**

**小池百合子知事殿**

**築地市場営業権組合　　村木 智義**

**杉原　稔**

この度、東京都中央卸売市場豊洲市場長より処分決定通知書（以下、「通知書」）が届きました。

通知書は、東京都中央卸売市場条例第91条及び第103条第１項第５号の規定に基づき、「仲卸業務の全部停止30日」を決めていますが、この決定に関し、私たちは次のように考えますので、ご承知おきください。また、反論があれば、お知らせください。

１．条例は、法律の範囲内においてのみ制定できる

憲法94条は、「地方公共団体は、……法律の範囲内において条例を制定することができる」と規定しており、法律と矛盾する条例の規定は無効である。

　中央卸売市場条例91条は、「市場施設の使用資格が消滅したときは、……当該施設を原状に復して返還しなければならない」と規定しているが、これは、あくまで法律と矛盾しない限りにおいて有効な規定である。

２．条例91条は営業権についての損失補償を前提とした規定である

憲法29条は、財産権の侵害について補償しなければならない旨規定しており、公共事業に伴う営業権の損失補償については「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に照らして、営業廃止の補償、営業休止の補償、及び営業規模縮小の補償を支払わなければならないとされている。

また、東京高裁平成３年７月30日判決は、市場移転に伴い、設備・備品に生じる損失について、「憲法29条に照らし、損失補償と同様の補償が必要」と判示している。

したがって、市場移転に伴い設備・備品について損失補償を支払う必要があることは、憲法29条の要請するところであり、損失補償を支払ったうえでなければ条例91条を適用し得ないことは明らかである。

３．都は設備・備品について損失補償を全く支払っていない

　都は、豊洲移転に際して、設備・備品について損失補償を全く支払わないまま、条例91条を適用している。

しかし、条例91条の適用以前に憲法29条に基づく損失補償が必要であり、損失補償を欠いたまま条例91条を適用することは憲法違反である。

したがって、条例91条違反を根拠として条例103条第1項第5号を適用した本件処分は、憲法29条に違反する違法処分である。

４．弁明の機会が与えられていない

　都は、本件行政処分に当たり、弁明の機会を全く付与していない。

　行政手続法13条は、不利益処分をしようとする場合の手続きとして「聴聞又は弁明の機会の付与」が必要である旨規定している。行政手続法は、憲法31条「適正手続きの保障」を行政手続きにも適用すべく作られた法律であるから、この規定は憲法31条に基づく規定でもある。

ところが、本件行政処分においては、「聴聞又は弁明の機会の付与」は全くなされていない。それは、行政手続法13条2項1号「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」を適用したためと思われるが、「仲卸業の業務の停止」がなぜ「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」の処分にあたるか、とうてい説明できない。

したがって、本件処分が行政手続法及び憲法31条に違反することも明らかである。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上

根拠となる判例

〇東京高裁平成3年7月30日判決

公益上の必要に基づく市場の移転に伴い卸売業者が使用する市場施設の指定が変更された結果、旧市場において卸売業者が設置し又は取得した設備、備品等に生じたいわゆる付随損失については、憲法二九条の趣旨と公平の原則に照らし、前記国有財産法一九条、二四条により行政財産の目的外使用の許可が取り消された場合に認められる損失補償と同様の補償を求めることができるものと解するのが相当である。